

国東市公告

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和6年4月12日

国東市長 松井 督治

1、業務の概要

(1) 委託事業名

令和6年度国東市くにみ海浜公園マリンスポーツ施設管理運営業務委託

(2) 業務内容

「令和6年度国東市くにみ海浜公園マリンスポーツ施設運営業務委託仕様書」による。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年9月16日（月）まで

(4) 事業費限度額（消費税及び地方消費税を含む。）

金4,501,000円以内

※ 金額は、単に業務規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではありません。

(5) 審査委員会

優先交渉権者等の審査及び選定は、適正かつ公平に行うため、くにみ海浜公園マリンスポーツ施設管理運営業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱に基づきプロポーザル審査委員会にて行う。

(6) その他

本プロポーザルの詳細については、令和6年度国東市くにみ海浜公園マリンスポーツ施設管理運営業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「要領」という。）による。

2 事務局

プロポーザルの事務局は、次のとおりとする。また、プロポーザルに係る書類は、全て事務局に提出するものとする。

国東市教育委員会 社会教育課スポーツ振興係

国東市国東町鶴川160番地2

メールアドレス shakai-kyoiku@city.kunisaki.lg.jp

国東市ホームページ <http://www.city.kunisaki/oita.jp/>

3 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 国東市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員ではないこと。
- (3) 国又は地方公共団体から指名停止措置等の行政処分がなされていないこと。
- (4) 法人及びその代表者が、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 大分県内に本社、支店及び営業所を置くもの。

- (6) 特殊船舶免許所持者（水上バイク）、日本サップ指導者協会技術検定2級以上、日本ウインドサーフィン協会技術検定2級以上の資格を有し、マリンスポーツ全般の指導経験を有する者が所属していること。

4 参加に対する制限

参加者は、1事業者につき1提案とし、複数提案を禁止する。

5 参加手続

(1) プロポーザルに係る書類等の配布方法及び期間

ア 配布方法

プロポーザルに係る書類等は、国東市ホームページから入手するものとする。

イ 配布期間

令和6年4月12日（金）～令和6年4月26日（金）まで

(2) 参加者表明等の受付

ア 受付期間

令和6年4月12日（金）～令和6年4月26日（金）まで（土・日を除く。）

午前8時30分～午後5時00分まで

イ 提出方法

事務局へ持参又は郵送（受付期間内に事務局必着とし、配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者等による信書便に限る。）により提出すること。

(3) 企画提案書の受付

ア 受付期間

令和6年5月1日（水）～令和6年5月17日（金）まで（土・日・祝日を除く。）

午前8時30分～午後5時00分まで

イ 提出方法

事務局へ持参により提出すること。提出者は指定しないが、参加資格決定通知書を持参し、提出すること。

(4) プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施

ア 実施日

令和6年5月22日（水）※変更する場合もある。

イ 実施場所

国東市役所本庁舎4階 委員会室

6、事業の全体スケジュール

- | | |
|-------------------------|--------------|
| (1) 実施要領の公告 | 令和6年4月12日（金） |
| (2) 参加表明書に関する質問書受付期限 | 令和6年4月17日（水） |
| (3) 参加表明書に関する質問書回答期限 | 令和6年4月22日（月） |
| (4) 参加表明書等提出期限 | 令和6年4月26日（金） |
| (5) 参加資格決定通知交付 | 令和6年5月1日（水） |
| (6) 企画提案書に関する質問書受付期限 | 令和6年5月10日（金） |
| (7) 企画提案書に関する質問書回答期限 | 令和6年5月14日（火） |
| (8) 企画提案書提出期限 | 令和6年5月17日（金） |
| (9) 審査（プレゼンテーション・ヒアリング） | 令和6年5月22日（水） |
| (10) 審査結果（選定結果）通知・公表 | 令和6年5月24日（金） |

7、審査方法

審査は、プレゼンテーション及びヒアリング審査を、審査委員会において行う。

8、参加申込者の失格

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 公平に欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 公告から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

9、参加表明申込等に要する経費

参加表明申込及び企画提案書等の応募・提出に関わる全ての経費は、参加申込者の負担とする。

10、その他

- (1) 企画提案書で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本市は、提出された関係書類等は、返却しない。
- (3) 本市は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。
- (4) 業務実施体制に記載されている者の変更は、本業務完了まで病休・死亡・退職等の本市が認める理由のほかは認めない。
- (5) 要領に規定されていない事項が発生した場合は、審査委員会と事務局が協議して決定する。
- (6) 参加者は、要領に定める諸条件に同意した上で、プロポーザルへの参加を表明すること。